



特集

障害児保育の半世紀

——制度と実践の課題

特集にあたって

井 原 哲 人

現在、少子化対策、貧困対策を含む早期教育への投資等、保育所を含む乳幼児期の制度・政策への期待は大きく変容している。他方、インクルーシブ保育の提起、障害者権利条約の批准等、障害児福祉制度の展開もみられる。「こども大綱」(2023年)では、「児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する」とされ、医療的ケアを含めた多様な障害のある子どもへの支援の強化も期待されている。1974年に制度化が始まった障害児保育の50年間の到達点を確認し、今後の課題について検討する。

まず逆井論文では、こども家庭庁設置関連の動向を踏まえて、近年の改正議論の特徴を検討している。特に「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設は、従来の保育所制度改革では果しえなかつた利用者と事業者の直接契約方式や出来高払い方式を導入し、保育の市場化を推進するものと指摘する。ただし、それらは保育制度への期待の表れとして受け止めることが可能であり、市場化を抑止する運動が必要であると提起する。

藤野論文は、幼児教育を行う施設としての役割が明確化され、小学校教育との接続の視点が位置づけられた「保育所保育指針」を検討する。国際的な幼児教育への期待は「就学準備型」と「生活基盤型」に大別され、日本の保育実践は後者の視点から行われており、前者を指向する早期教育論との間に葛藤があると指摘する。そのうえで、保育者と子どもが主体的に織りなす保育の創造性の

発揮への観点が提起される。

藤林論文では、名古屋市の障害児保育の制度化の過程が検討される。当時、多くの障害のある子どもは在宅生活を余儀なくされていたが、一部の保育所では受け入れられ、実践について話し合いがなされていた。同市での制度の概要を検討する段階では、分離／統合の受け入れ方針が検討され、同市障害児保育指導委員会の設置等の整備が図られ、障害児保育の対象を検討する役割を担っていた。しかし、その後の動向は保育所での受け入れ条件や実践の拡大によって、受け入れの対象は可変的であった。その後、地域療育センターの設置は、保育所の受け入れを拡大していくための資源拡大としての機能が期待されていた。

さて、岡本報告では、事務室を含む園内の職員集団として子どもの育ちに関わることで、園全体が居場所として子どもの生活の土台になっていることが明確にされている。鈴木・谷沢報告では、保育者が悩みながらも真摯に向き合う過程で、子どもの主体性に気づき保育が展開されている。小林報告では、園、法人として、保育者自身が学び、成長できるような研修体制、集団討議の工夫がある。施設から保育所への訪問支援についての寺田報告は、訪問先の園の環境を前提として子どもの気持ちを受けとめるための工夫や葛藤の支援、その関係性が提示される。

今後のさらなる発展を期すために、改めて「個」と「集団」の発達の議論や多様な家庭環境を含めた支援について継続した検討が必要になる。

(いはら あきひと 白梅学園大学)